

埼玉県県庁舎再整備検討支援事業業務委託に関する公募型プロポーザル 質問への回答

No.	質問項目	質問内容	回答
1	構成企業について	JVではなく、協力企業への再委託を予定する場合、構成員一覧表（様式4）及び委任状（様式5）は不要という理解でよろしいでしょうか。	不要です。 なお、再委託を行う場合は、埼玉県県庁舎再整備検討支援事業業務特記仕様書中「7 再委託について」の項目に記載のとおり、事前に発注者に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、発注者の承諾を得る必要があります。
2	プレゼンテーションについて	「企画提案書を説明する15分以内の音声又は音声及び動画の電子ファイル」において、企画提案書を抜粋したスライドショーを使用してよろしいでしょうか。	使用して差支えありません。
3	提案書ページ数について	提案書のページ数は無制限でしょうか。	特段の制限は設けておりません。